

京都市上下水道局
電子納品実施要領

【 工 事 編 】

京 都 市 上 下 水 道 局

目 次

1	京都市上下水道局電子納品実施要領(工事編)(案)の取扱い	1
(1)	目的	1
(2)	適用する事業	1
(3)	電子納品の定義	1
(4)	標準的な電子納品の流れ(参考図)	1
(5)	参考にする仕様・基準類	2
2	電子納品の対象範囲	2
(1)	電子納品の対象とする工事	2
(2)	対象範囲	3
(3)	工事における電子納品の対象とする資料の範囲	3
3	電子納品の実施に当たっての留意事項等	3
(1)	一般仕様書・特記仕様書への記載	3
(2)	積算上の考え方	3
(3)	受発注者間の協議事項	3
ア	書類作成のソフトウェア等	4
イ	電子納品の対象項目	4
ウ	電子納品が困難なものの取扱い	4
エ	電子データの取扱い	4
オ	押印が必要な書類の取扱い	4
(4)	電子成果品の作成	5
(5)	検査について	5
(6)	電子成果品(CD-R)の内容確認	5

1 京都市上下水道局電子納品実施要領（工事編）（案）の取扱い

(1) 目的

「京都市上下水道局電子納品実施要領（工事編）（案）」（以下「本要領（案）」という。）は、「京都市電子納品実施指針（平成17年7月）」に基づき、電子納品の円滑な実施と納品データの有効利用を目的として、上下水道局における電子納品の取扱いについてまとめたものである。

本要領（案）は、国土交通省策定の各電子納品要領（案）等（以下「国要領（案）」という。）を補完し、京都市上下水道局における電子納品に当たり、対象範囲、適用基準、受発注者が留意する事項等を示すものである。

本要領（案）は、必要に応じて適宜見直しを行う。

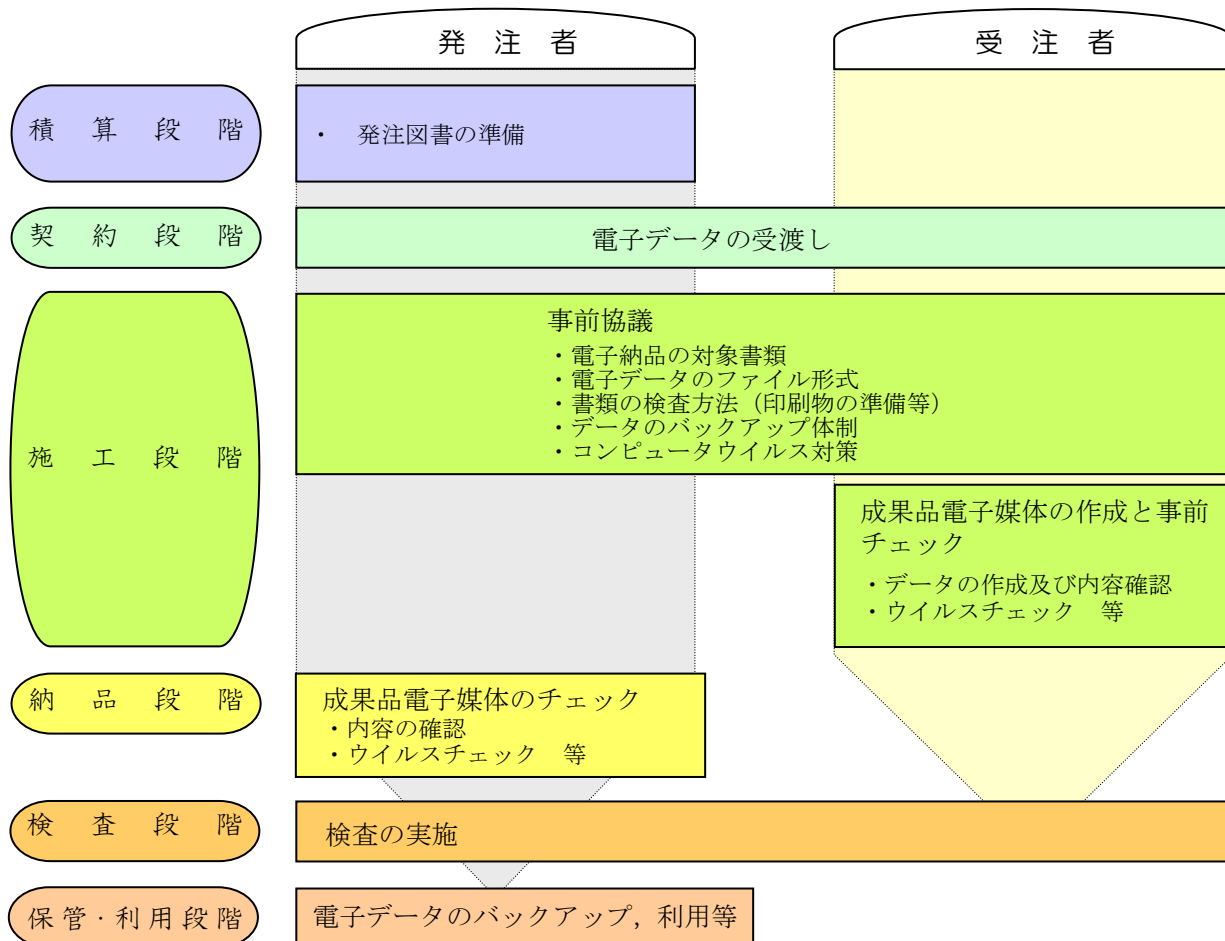
(2) 適用する事業

本要領（案）は、上下水道局が発注する工事に適用する。

(3) 電子納品の定義

電子納品とは、調査、設計、工事など各業務段階の最終成果を電子データで提出することをいう。

(4) 標準的な電子納品の流れ（参考）



(5) 参考にする仕様・基準類

京都市上下水道局における電子納品の実施に当たっては、表一1に示す国要領（案）等を参考に成果品の作成及び電子納品を行うこととする。国要領（案）等は適宜追加・改訂等が行われるため、事前協議に際しては最新版を確認し適用開始時期に留意すること。

表一1 国要領（案）等（電子納品要領・基準類・ガイドライン）

工種	要領・基準類・ガイドライン名称	年月	適用
一般土木	工事完成図書の電子納品要領（案）	H16.6	国土交通省
	CAD製図基準（案）	H16.6	国土交通省
	デジタル写真管理情報基準（案）	H18.1	国土交通省
	電子納品運用ガイドライン（案）土木工事編	H17.8	国土交通省
	CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）	H17.8	国土交通省
建築	建築CAD図面作成要領（案）	H14.11	国土交通省
	営繕工事電子納品要領（案）	H14.11	国土交通省
	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）	H14.11	国土交通省
機械	工事完成図書の電子納品要領（案） 機械設備工事編	H18.3	国土交通省
	CAD製図基準（案） 機械設備工事編	H18.3	国土交通省
	電子納品要領（案） 機械設備工事編 施設機器コード	H18.3	国土交通省
	電子納品運用ガイドライン（案）機械設備工事編【工事】	H18.3	国土交通省
	CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）機械設備工事編	H18.3	国土交通省
電気	工事完成図書の電子納品要領（案） 電気通信設備編	H16.6	国土交通省
	CAD製図基準（案） 電気通信設備編	H16.6	国土交通省
	電子納品運用ガイドライン（案）電気通信設備編	H16.5	国土交通省

上記の要領（案）・基準（案）・ガイドライン（案）は国土交通省技術政策総合研究所のホームページ（<http://www.nilim-ed.jp/>）から入手することが可能である。

2 電子納品の対象範囲

(1) 電子納品の対象とする工事

電子納品は、以下に示す工事を対象とする。

ア 土木工事

イ 建築工事（建築機械設備，建築電気設備を含む。）

ウ 機械・電気設備工事

エ その他工事（特記仕様書により電子納品の対象と指定されたもの。）

（注）上記工事は、「京都市上下水道局競争入札等取扱要綱」の工事種別による。

(2) 対象範囲

下記に示す内容について、原則として実施する。

表-2 電子納品のスケジュール (工事)

単位：万円

工種	項目	H20	H21	H22	H23	H24
土木・建築工事	工事写真	20,000以上 全件試行 (未満任意試行)	10,000以上 全件試行 (未満任意実施)	5,000以上 全件試行 (未満任意実施)	3,000以上 全件実施 (未満任意実施)	
	書類	任意試行	20,000以上 全件試行 (未満任意試行)	10,000以上 全件試行 (未満任意実施)	5,000以上 全件試行 (未満任意実施)	3,000以上 全件実施 (未満任意実施)
	図面等	任意試行	任意試行	20,000以上 全件試行 (未満任意試行)	10,000以上 全件試行 (未満任意実施)	5,000以上 全件試行 (未満任意実施)
機械・電気設備工事	工事写真・書類・図面等	全件実施済み				

- 土木・建築工事は当初設計金額により、段階的に対象範囲を拡大する。
- 各金額区分において、試行の次年度から実施する。
- 試行においては、電子納品が実施できなくても理由等により業務の履行を認める。
- 任意試行とは、設計金額にかかわらず電子納品の実施を認めるものである。

(3) 工事における電子納品の対象とする資料の範囲

電子納品の対象とする資料の範囲は、発注図書、完成図書、写真、図面等とする。これ以外の成果物を電子納品する場合は、受発注者間で協議し決定する。ただし、電子化が難しい書類等については、無理な電子化（スキャニング等）は求めないものとする。

3 電子納品の実施に当たっての留意事項等

(1) 一般仕様書・特記仕様書への記載

電子納品の対象とする工事のうち、機械・電気設備工事については、一般仕様書に定める。土木・建築工事については、特記仕様書に電子納品に関する事項を記載する。

(2) 積算上の考え方

工事完成図書の電子納品に要する費用については、現行の共通仮設費率で対応する。ただし、機械設備工事については、共通仮設費（技術管理費）で積み上げるものとする。

(3) 受発注者間の協議事項

電子納品の実施に当たっては、受発注者間で事前協議を行うこと。

受発注者間における事前協議の主な項目は、「電子納品CD-R作成基準【管路工事編】」及び「電子納品CD-R作成基準【施設工事編】」（以下、「CD-R作成基準」という。）に別途定める。前項2（1）に示す工事について、使用するCD-R作成基準は、表-4のとおりとする。

表一４ 使用するCD-R作成基準

本要領２（１）の示す工事		使用するCD-R作成基準
① 土木工事	管路工事	・管路工事編
	管路工事以外の工事	・施設工事編
② 建築工事 (建築機械設備, 建築電気設備を含む。)		
③ 機械・電気設備工事		
④ その他工事		

事前協議を行う主な項目は、以下のとおりである。

- ア 書類を作成するソフトウェア
- イ 電子納品の対象項目
- ウ 電子化が困難なものの取扱い
- エ 図面ファイル, 写真ファイルの取扱い

工事の着手時には、実施期間中の混乱を防ぎ、電子納品を円滑に実施するため、国要領（案）等の内容を熟知する必要があるが、国要領（案）等は、電子納品に係るすべての事項を規定しているものではなく、受発注者間で取り決める事項がある。また、電子納品導入初期でもあり、受発注者双方ともに業務実施中における混乱を招くおそれがあるため、本要領（案）では、別に定めるCD-R作成基準の「事前協議チェックシート」を用いて、チェックシートにより確認しながら事前協議を行い、受発注者間で合意を図るものとする。

(ア) 書類作成のソフトウェア等

工事着手時に、書類作成に使用する一般的なソフトウェアの種類・バージョンについて協議を行い、その結果を「事前協議チェックシート」に記入のうえ、書類データを作成するものとする。

なお、書類データを作成する際は、以下のことを遵守すること。

- a 各ファイルのサイズは、上限5メガバイトまでとする。それを越える場合は、章や編等で分割し5メガバイト以内とすること。
- b 複数シートは、特に定めるもののほかは、原則として使用してはならない。

(イ) 電子納品の対象項目

電子納品の対象項目は、CD-R作成基準に別に定める。

(ウ) 電子納品が困難なものの取扱い

電子化が困難なもの又は電子化により作業効率が著しく低下すると判断されるものについては、受発注者間の協議により、現物又は紙媒体による納品とする。

(エ) 電子データの取扱い

電子データの取扱いは、CD-R作成基準に別に定める。

(オ) 押印が必要な書類の取扱い

押印が必要な書類については、紙媒体の資料のみ押印すること。電子データについては、押印欄は空白でよいこととする。

(4) 電子成果品の作成

電子成果品の作成については、CD-R作成基準に別に定める。

(5) 検査について

成果品の検査は、紙媒体で行うことを原則とするが、電子データによる検査も補完と

して実施する。

受発注者間協議により、効率的な検査が可能であると判断される電子成果品（CD-R）の電子データについては、受発注者に過度な負担をかけない範囲で、可能な限りその電子データを用いて検査を行う。ただし、パソコン（PC）画面上での確認が必ずしも効率的でない電子成果品については、事前に紙に出力したものを補助的に利用するとともに、電子データについても検査を行う。

なお、電子納品対象外の成果品については、従来どおり紙媒体での検査とする。

(6) 電子成果品（CD-R）の内容確認

ア 電子成果品（CD-R）の確認（品質検査）については、CD-R作成基準に別に定める。

イ 電子成果品の検査を行う場合、検査時における書類等の閲覧は、受注者が使用した電子納品支援ソフトのビューアーを使用するものとし、操作も原則として、受注者が行うものとする。特別なソフトウェアを使用する場合には、機器（PC等）を含めて受注者が、準備するものとする。

ウ 電子成果品（CD-R）には、成果品の検査において確認した書類と同一書類が格納されていることを、ファイル数等により確認する。また、検査に用いた資料と同一の内容であることの確認については、電子成果品の任意の部分の内容を照合するなど、発注者が実施可能な方法で確認すること。